

| 会議等結果報告書 |  |      |             |
|----------|--|------|-------------|
| 会議区分     | 会 議 ・ 打合せ ・ 協 議  | 文書番号 | 260         |
|          |  | 決裁期日 | 平成29年 2月17日 |
| 名 称      | 第5回上富良野町協働のまちづくり推進委員会  |      |             |
| 日 時      | 平成29年2月15日（水） 午後6時30分～午後9時10分                                |      |             |
| 場 所      | 上富良野町役場3階 第2会議室・第3会議室  |      |             |
| 出席者      | 協働のまちづくり推進委員12人（別紙名簿のとおり）<br>事務局：町民生活課 鈴木課長、自治推進班 野寺主幹 合計14人 |      |             |

[進行：稲毛会長]

#### ◎会長あいさつ

大変ご多忙のところ、28年度第5回の協働のまちづくり推進委員会にお集まりいただきお礼申し上げます。本日は今年度最後の会議となることから、2つの補助金を見直し、新たに設ける「協働のまちづくり推進補助金」についてしっかり議論していただきたい

### 1 議 題

#### ①協働のまちづくり推進補助金（仮称）について

事務局から要綱案、資料1～4を説明。今回は事業支援者への謝礼、備品購入費について補助対象にすべきか否かについて焦点を絞って議論してほしい旨を伝えた。

説明後は2つに分かれてのグループ討議を予定していたが、持安委員から最後の会議ということで、今回はグループに分かれずに全体で進めてはどうかとの意見が出されたことから、全体での討議となった。

#### ○質疑

##### 【支援者への謝礼の補助対象の可否について】

事務局：西富住民会では、体の不自由な人の閉じこもり予防として「サポートボランティア」を募り、自宅とふれあいサロン会場との送迎や歩行介助などを行っており、支払われる謝礼に対し補助金を交付している。自治体によっては外部からの支援については認める、講師の謝礼以外はすべて認めないなどばらつきがある旨を説明

- ・観光ボランティアには1日750円支払われている。ボランティアが始まった当初は無償だったが、やってくれる人がなかなか現れなかったが、支払うことでやってくれる人が出てきた。ほんのわずかな金額ではあるが、もらう時にはみんな嬉しそうな顔をしている
- ・(西富サポートボランティアで)体が不自由な方の送迎となると車を使うのだろうし、やっている方は何らかの持ち出しをしているのだから、補助対象としてもいいのでは
- ・団体内のメンバーに謝礼を支払うということには違和感があるが、外部の人に手伝ってもらう場合は補助対象にしてもいいのでは
- ・謝礼の限度額は決めた方がいい

- ・謝礼の補助対象限度額は1回1,500円が妥当なのでは
- ・団体内の人に対する謝礼も補助対象にすることで、補助金を使いやすくなるのでは
- ・その団体の趣旨に賛同して入会するのだから、団体内の人に謝礼を支払うのはおかしい。補助対象外にすべき。外部からの支援については補助対象にしてもいいのでは
- ・福祉的な事業については、あくまでも困っている人を助けるためなのだから補助対象にしてもいいのでは
- ・団体構成員に対する謝礼を補助対象にするのは、まだ機が熟していないのでは
- ・人件費を支払って事業を成り立たせるというのはいかがなものだろうか。補助金打ち切り後に継続できるのか疑問
- ・中央婦人会ではすべてが無償のボランティア
- ・補助金を交付するという事は、町がその事業に投資をするということ。適切な助言をして育てていく必要もあるのでは

稲毛会長より、団体構成員に謝礼を支払うこと自体は団体内のことなので感知すべき問題ではないが、補助対象にすべきかどうか意見が分かれているため多数決の提案。対象外にすべきが会長を除いて11人中9人だったことから、補助対象外にすることとなった。

#### 【財産形成にあたる備品購入費の補助対象の可否について】

事務局:補助事業実施に際して高額な資機材の購入が必要不可欠な場合、補助をすべきかどうか。

現在の要綱案では事業の継続が困難になった場合のことを想定し、補助率は50%に抑えている。耐用年数経過前に事業継続困難になった場合、残存価格分について補助金の返還を求める条項を盛り込めばそれも可能になるが、そこまでする必要があるのかを含めて議論してほしい。担当としても具体的にどんなものが想定されるのか考えあぐねているが、もし必要なものが出てきた場合、なるべくそれを排除しないような方向で組み立てたいと考えている

- ・移動パン焼き機、移動綿あめ製造機などが想定されるのでは
- ・1回で終わるのではなく、1年間定期的に継続して実施するようなイベント等については購入する必要があるものもあるのでは
- ・補助金により何かを購入した場合、その事業が行われない期間や、長く続かず事業が終わってしまった場合は無駄になってしまうので、その物品をほかの団体にも貸し出す条件を付せば活用されるのでは
- ・基本はレンタルで済ますべき。テーブルやイスなど、役場から借りられるものはそれを利用し、テーブルクロスをかけるなど工夫して使用すれば購入する必要はなくなるのでは

必要不可欠なものに限り、示された補助率・限度額で補助対象とすべきか多数決を取ったところ、対象とすべきが8人で対象とすることとなった。

#### 【その他】

- ・研修会等への参加を除き、町内で行われるものに限定する必要があるのでは
- ・報告会の開催については、すべての事業について行う必要はないと思うのでこの案でいい
- ・町民、町職員、議員なども報告会に出席してもらうことが望ましい。補助年限経過後も事

業を継続させるためにも、さまざまな人に聞いてもらう必要がある

※今回欠席の大邨委員より、別紙のとおり議題等について意見を受けた

②まちづくりフォーラムについて

事務局から説明。委員会では10人が出席予定

2 その他

事務局から平成29年度の協議内容と第1回目の会議開催予定について説明

【会議録は決裁終了後、行政ホームページ、町政情報提供コーナーにて公開】

「協働のまちづくり推進補助金（仮称）」の検討項目 （大邨委員より）

■議題 協働のまちづくり推進補助金（仮称）について

検討項目 支援者への謝礼の可否

| 大邨委員意見  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援者への謝礼を支払う場合、どこまでが団体の主催者でどこからが支援者となるのかの線引きをしっかりと行う必要があると思います。</li><li>・ 支払うならば、適切な金額を超えないよう、限度額を定めたほうがよいと思います。</li></ul> |

検討項目 備品購入費の可否

| 大邨委員意見   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業の内容によっては何か機材が必要になることも十分考えられます。使いやすさを重視するのであれば、備品の購入にも補助は必要だと思います。</li><li>・ 事業継続困難の場合に補助金の返還する旨を条項に入れると使いにくさを感じると思います。</li></ul> |

■全体的意見等

| 大邨委員意見  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 何かの事業を行う上で使いやすい補助金があることは良い後押しになると思います。協働のまちづくり補助金が議論を経て住民にとって使いやすいものになり、まちづくり活動が活発になっていけばよいのではないのでしょうか。</li></ul> |